

答申書(案)

1 条例に盛り込むべき項目と内容

A 総則

1 目的

(1)条例の目的

熊本市自治基本条例第 31 条の規定に基づき、情報共有を前提とした参画と協働を拡充推進するための基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進することを目的とする。

2 定義

(1)用語の説明

とくに参画・協働の意味を明確化する。

B 参画

1 参画全般

(1)参画の機会の拡充推進

市長等は、情報共有を前提とした自治の基本理念を実現するため、市民参画を拡充推進し、市民の意見等を施策へ反映する。

(2) 情報共有

市民及び市長等は、市民参画を拡充推進するため、保有する情報を相互に提供し、共有するとともに、市長等は、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、環境を整備する。

(3)参画の対象

市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の対象を定め、これを実施する。

〔具体的な参画の対象を示すこと〕

(4)参画の手法

市長等は、市民参画の対象の内容、段階、関係する市民の範囲に応じて効果的な手法や新たな手法を選択し、これを公表し、実施する。

〔具体的な参画の手法と公表方法を示すこと〕

2 重要な参画の方法

(1)パブリックコメント

市長等は、パブリックコメントの対象となる具体的な事項及びその結果の公表について定める。

(2)審議会等

市長等は、審議会等の委員の選任、会議の公開と公表について定める。

(3)市民の多様な意見の集約

市長等は、市政に関するアンケート調査や意見交換等により、市民の意向を積極的かつ的確に把握する。

C 協働

1 協働全般

(1)協働の取組の拡充推進

コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、自助・共助・公助による社会を実現していくため、対等な立場で相互に補完し合い、活動が活発化していくよう協働の取組を拡充推進する。

(2)協働の形態

コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、事業ごとの目的及び目標を共有し、事業協力や協働契約等の効果的な形態により協働に取り組む。

(3)協働における市民の役割

コミュニティ活動を行う市民は、自治推進を担う者としての自覚を持ち、活動の充実に取り組む。

また、活動の目的及び内容については、広く市民への周知を図り、必要に応じ他のコミュニティ活動を行う市民と連携、協力する。

(4)協働における市長等の役割

市長等は、コミュニティ活動の推進に関する総合的な施策を実施し、市民の自主性や自立性を尊重しながら、必要に応じ協働が円滑に進むための環境を整備する。

2 活動推進(相互支援)

(1)情報の収集・提供

市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、**コミュニティ**活動に関する情報を収集するとともに、その情報を市民に対して積極的に提供する。

(2)活動の場の支援

市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、市民活動支援センター等の拠点を整備するとともに、地域の公共施設等を活用して活動を支援する。

(3)活動資金の支援

市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他必要な財政的支援の仕組みを整備する。

3 人材育成

(1)人材の育成

市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、活動に関して広く学**ぶ**機会を設けるなど、活動を担う人材の育成に必要な環境を整備する。

D 推進のための制度

1 拡充の仕組み

(1)合意形成の場

市長等は、自助・共助・公助による社会を実現していくため、**コミュニティ活動の推進に関し、コミュニティ活動を行う市民及び市長等が相互に合意形成できるよう環境を整備する。**

(2)地域の合意形成

コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、小学校区等の身近な地域におけるコミュニティ活動を推進するために必要な情報の共有を図るとともに、関係する市民が円滑に合意形成できるよう取り組む。

(3)特定の分野の合意形成

コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、環境、福祉等の特定の分野におけるコミュニティ活動を推進するために必要な情報の共有を図るとともに、関係する市民及び市長等が円滑に合意形成できるよう取り組む。

(4)協働の提案

市長等は、**コミュニティ活動を行う市民が、合意形成の場において合意した協働の取組を提案できるよう環境を整備する。**

(5)参画と協働の検証

市長等は、毎年度、事業における参画と協働の取組に関し進行管理を行うとともに、その結果について検証する機会を設け、公表する。

その他

1 条例の見直し

政令指定都市移行や成果検証に基づく条例見直しを定める。

2 委任

条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

2 答申に付する意見

- (1)この条例は、政令指定都市移行時に、行政区における参画、協働の機会を推進することについて改正を行い、身近な地域における課題解決のために小学校区等や行政区の統計整備に取り組むこと。
- (2)この条例の内容を浸透させるため、条例のパンフレットや協働ハンドブック等を作成し、平易な表現で具体的な内容を提示することにより、市民の参画、協働への理解や実践につなげていくこと。
- (3)この条例では参画、協働の基本的な事項となるもの及び特に重要なものを定めることとし、個別具体的な事項については、規則や要綱等に委任するとともに、事業等において参画、協働の実践に積極的に取り組んでいくこと。

3 その他、委員会での主な意見

参画

- (1) 参画の手法の一つとして、行政、審議会等主催の学習会や報告会等を通した市民との意見交換会を行い、市民が提案できる機会を設けること。
- (2) 審議会等の公募委員については、第三者機関を設置し選考すること。

協働

- (1) 「新しい公共」の支援につながるような条例にすること。
- (2) 「新しい公共」の支援を受ける市民に、説明責任(自己責任)が伴うことへの理解を促すこと。

推進のための制度

- (1) 参画の一つのあり方として、市民・企業がコミュニティ活動の資金を支援するために寄附できるような仕組みづくりを検討すること。
- (2) 「こうのとりのゆりかご」のような弱者を受け入れる施設と協働するなど、様々な事業に協働のシステムを検討し、広めていくこと。

全体

- (1) 熊本市ならではの特徴を盛り込み、市民が生活の中で実感できるルールとなるような条例にすること。
- (2) 市民参画と協働の推進の前提として、市長等は意思決定過程における市民との情報共有に取り組むとともに、説明責任を十分果たすこと。
- (3) 情報共有、参画、協働の推進に関する個別具体的な事項については、必要に応じて関連する条例、規則、要綱等の見直しや策定を十分検討すること。